

マイ・タイムライン講習会の実績

マイ・タイムライン実践ポイントブック検討会(第2回)

令和2年5月

国土交通省が支援している事例

○ マイ・タイムライン検討の普及のために、国土交通省は現在以下のような支援を実施している。

- ①流域単位での講習会の開催
- ②教材の作成

①流域単位での講習会の開催

市区町村職員への研修



防災士等への講習会



②教材の作成

～逃げキッドの中身～

逃げキッドの詳しいマイタイムラインの考え方を解説した「逃げキッド使い方のガイド」という冊子も配付しています。下記のQRコードからご覧ください。

逃げキッドの詳しいマイタイムラインの考え方を解説した「逃げキッド使い方のガイド」という冊子も配付しています。下記のQRコードからご覧ください。

逃げキッド資料の一式は当事務所HPで入手できます。

国土交通省 中国地方整備局 高梁川・小田川緊急治水対策河川事務所
086-697-1020

https://www.cgr.mlit.go.jp/takaoda/index.html

事務所HP

【概要】

マイ・タイムラインの普及を促進するために市区町村職員等を対象に、研修会を実施

【事例】

- ・長野県長野市
- ・新潟県小千谷市
- ・岡山県倉敷市
- ・福岡県直方市

※流域内近隣市町村も参加

【概要】

気象・防災等に関して専門的知見を有し、分かり易く指導・説明できる気象キャスターが講師を行い、マイ・タイムライン講習会を実施

【事例】

- ・新潟県小千谷市
- ・秋田県横手市
- ・福岡県直方市

※流域内近隣市町村も参加

【概要】

地域特性及び水害特性に応じたマイ・タイムライン検討ツールの作成

【事例】

- ・岡山河川事務所
- ・福山河川国道事務所

国土交通省が支援している事例

○ 自主防災組織の防災担当役員らの住民に対して、気象キャスターなどによる講話も交えながら、マイタイムライン作成の普及促進に向けた取組を開催しており、全国へ展開中

支援事例一覧(令和元年度の実績)

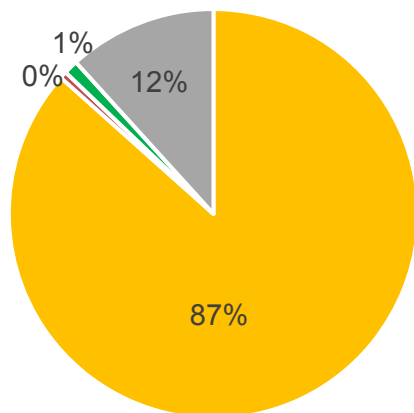
NO	地整名 (管内)	講習会回数				
		取組回数	地方公共団体の職員向け	自主防災組織の役員向け (防災士含む)	一般住民 (地域住民だれでも可)	防災教育
1	北海道開発局	3	0	0	1	2
2	東北地方整備局	5	2	3	0	0
3	関東地方整備局	18	3	3	6	7
4	北陸地方整備局	11	4	2	3	3
5	中部地方整備局	8	4	4	0	0
6	近畿地方整備局	2	2	0	0	0
7	中国地方整備局	34	3	1	0	30
8	四国地方整備局	8	0	0	7	2
9	九州地方整備局	8	1	0	6	2

マイ・タイムライン講習会に参加した住民の声

○ 全国で実施したマイ・タイムライン講習会に参加した住民からは、マイ・タイムラインが有効だと思う方が9割程度おり、マイ・タイムラインの作成を家族や近所等に勧めたい方も8割程度と高い結果を得られている。

●マイ・タイムライン講習会における住民の意見

Q1.洪水からの逃げ遅れゼロに対して
マイ・タイムラインは有効だと思いますか。



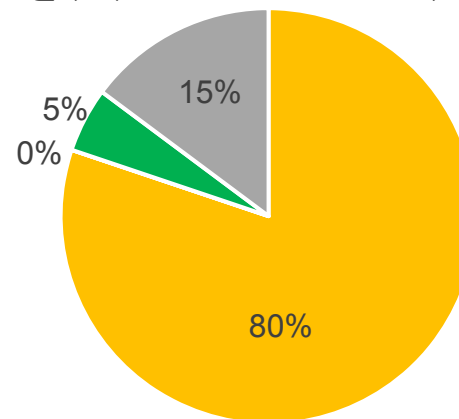
全体
N=358人

■ 有効だと思う ■ 有効だと思わない ■ どちらとも思わない ■ 無回答

自由記入欄(抜粋)

- ・実際の状況を想定して行動が見える化しておくことの重要性を感じました。
- ・日頃からの心がけと学習が必要と強く感じます。
- ・洪水に実際あったことがあり、避難の時期に心配があったため大いに参考になった。
- ・前もっての心づもりで非常にためになると思った。
- ・事前に考えておくことで、行動に移せるから

Q2.家族・近所・友人にもマイ・タイムライン
の作成をすすめたいと思いますか。



全体
N=358人

■ 勧めたい ■ 勧めたくない ■ どちらとも思わない ■ 無回答

自由記入欄(抜粋)

- ・自分の周囲は大丈夫と思っている方が多いので再確認の意味からも今回資料を元に知らせたい。
- ・地域(町内)としての取組みを進めてみたい。
- ・自助・共助に役立つ。
- ・地域の防災に活用したい。
- ・地方の高齢者地区ながら隣近所で作成して話し合っておきたい

マイ・タイムライン実践ポイントブック検討会

開 催 趣 旨

地域の水害リスクと避難行動に関する情報を網羅する「洪水ハザードマップ」が、水害時に住民等の避難に活用されるためには、平時より様々な機会を捉えて、その理解の促進を図ることが重要であり、「マイ・タイムライン」を住民自らが作成することもその一助となるところである。

平成27年9月の関東・東北豪雨で未曾有の被害を受けた常総市では、国、県、関係市町で構成する大規模氾濫減災協議会において、住民一人ひとりの家族構成や生活環境に合わせ、いつ、何をするのかをあらかじめ時系列で整理した個人毎の防災行動計画である「マイ・タイムライン」の作成、普及に努めており、その取り組みは全国の自治体へ広がりつつある。

こうした現状を踏まえ、マイ・タイムラインの作成・普及を促進させるための支援策として、全国の自治体等でのこれまでの取組を踏まえながら、避難の実効性を高める取組の要点や継続的な実施方法の手がかりなどを取りまとめた「実践ポイントブック」を作成することを目的に、ここに「マイ・タイムライン実践ポイントブック検討会」を設置するものである。

マイ・タイムライン実践ポイントブック検討会

委員名簿

関 克 己	公益財団法人河川財団 理事長
佐 藤 翔 輔	東北大学 災害科学国際研究所 准教授
鈴 江 奈 々	日本テレビ放送網 アナウンサー
関 谷 直 也	東京大学 大学院情報学環 准教授
知 花 武 佳	東京大学 大学院工学系研究科 准教授
山 神 明 理	特定非営利活動法人 気象キャスターネットワーク 気象予報士
山 崎 晴 太 郎	株式会社セイタロウデザイン 代表
河 井 英 隆	大田区役所 総務部危機管理課 防災支援担当課長

(敬称略)

マイ・タイムライン実践ポイントブック検討会

規約

(名称)

第1条 本検討会は、「マイ・タイムライン実践ポイントブック検討会」(以下「検討会」という。)と称する。

(目的)

第2条 住民等の一人ひとりが「マイ・タイムライン」の検討を通じて、地域の水害リスクを理解し、水害を我がことと考えて、主体的な避難行動を起こすように、マイ・タイムラインの作成・普及における留意点等を議論し『実践ポイントブック』にまとめることを目的とする。

(委員の任命)

第3条 委員は、有識者等から、水管理・国土保全局長が任命する。

(検討会)

第4条 検討会には委員長をおき、検討会に属する委員の互選により定める。

2 委員長は、議長として検討会の議事を整理する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、検討会に出席してその意見を述べる又は説明を行うことを求めることができる。

4 検討会は原則として公開で開催する。

5 検討会配付資料は、国土交通省ホームページに公開することを原則とする。ただし、委員長の判断により非公開とすることができる。

6 検討会における議事要旨については、検討会後速やかに作成し、あらかじめ委員長に確認の上、国土交通省ホームページに公開するものとする。

(事務局)

第5条 検討会の事務局は、水管理・国土保全局(河川環境課水防企画室)に置く。

2 事務局は、検討会の運営に関する事務その他の事務を処理する。

(雑則)

第6条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(附則)

1 この規約は、令和1年8月29日から施行する。